

# マイナ免許証の方

令和7年9月1日から

マイナンバーカードの更新時に  
免許情報が引き継がれます



## 自治体オンライン申請

- ・免許情報が自動で引き継がれます
- ・警察での手続きは不要です
- ・免許情報書込手数料は不要です



## 自治体窓口等での申請

- 免許情報を引き継ぐ手続きが必要になります
- 最寄りの運転免許試験場、免許センター、警察署で免許情報の書込みが必要です
  - ※新マイナカードに免許情報を書き込むまでは運転できません
  - ※その状態で運転すると免許証不携帯となります
  - ※IC免許証をお持ちの場合は、同免許証を携帯することで運転ができます
  - 書込手数料1,500円が必要です



## オンライン更新で免許情報を書き込むためには…

- マイナンバーカードの更新期限内であること
- 警察に署名用電子証明書を提出していること
- ※マイナポータルとの連携がされている場合は、提出済みです。不明な方は、運転免許試験場、優良運転者免許センター又は警察署の窓口で確認してください
- 新しいマイナンバーカードでも署名用電子証明書の提出を希望すること(オンライン申請時)
- 氏名・住所に外字(外字のうち公的個人認証サービスで扱うことのできる文字への置き換えができない文字)がないこと

その他

- 申請後に免許停止となった場合など、何らかの理由により免許情報が書き込まれない場合があります

## 受領後は必ずマイナ免許証読み取りアプリで確認を

警察庁で配布しているアプリで確認してください

<https://myna-menkyo-app.npa.go.jp>



←ダウンロードはこちらから

## マイナンバーカードに関するお問い合わせは

マイナンバー総合フリーダイヤルへ

0120-95-0178

北海道警察本部 運転免許試験課